

## 来年度の学童保育事業に関する保護者説明会 質疑応答議事録

日 時	平成 30 年 11 月 6 日（火） 19：00～21：30		
会 場	岩園小学校 2 階ラウンジ		
出 席 者	教育委員会社会教育部長	田中 徹	
	教育委員会社会教育部青少年育成課長	近田 真	
	教育委員会社会教育部青少年育成課係長	山崎 元輝	
事 務 局	教育委員会社会教育部青少年育成課		
参 加 者 数	31 人		

1. 次第 (1) 開会 (2) 資料説明 (3) 質疑応答 (4) 閉会

### 2. 質疑応答議事録

保護者) 指導員の確保が難しいから、委託をするということでしたが、離職率も高いですし、そもそも指導員の待遇はどうなっていますか。

事務局山崎) 待遇については、芦屋市全体の事になり、特に不足している加配指導員については、臨時的任用職員ということになります。その芦屋市の臨時的任用職員の処遇が決して悪いというわけではないです。人事制度であり、なかなか変更しがたいということを申し上げましたが、芦屋市の留守家庭児童会の加配指導員だけの処遇をよくする、時給を上げるということができないということです。他と比べて、処遇が悪いとか、そういうことではありません。

保護者) 他と比べてっていうのはどこと比べてですか。

事務局山崎) 阪神各市、阪神間で比べてです。

保護者) 阪神各市の指導員は集まっているのですか。

事務局山崎) 状況を聞いていると、同じような状況であると思っています。全国的に指導員が足りないの問題視されている状況です。

保護者) 指導員の仕事はすごく難しいと思うんですけど、もっと待遇をよくしていくという考えはないんですか。

事務局近田) 今のところ、他の臨時的職員と同じような待遇というふうになっています。これからは、支援員という県の研修を受けて、資格を持っていただく必要がありますので、その資格に関しての加算などについては、人事当局と話をしていく必要があると考えています。ただ、人事当局にお願いして簡単に通るかどうかは分かりません。しかし、わざわざ研修を受けて資格を取っていただくことになるので、そのへんについては考慮が必要だと考

えています。

保護者) さきほどの説明のスライドの 10 ページで、指導員不足というのは、普段の授業ある放課後の時は時間が短いから問題はなく、長期のお休みになると、8時からの開級を実施していただいているので、指導員の勤務時間が長くなってしまいますので、休憩時間が必要になり、その休憩時間の時も有資格者を配置する必要があると言っていました。その休憩時間はどれくらいですか。←嘱託の先生方は 24 人いて、加配の先生が問題です、足りないですとおっしゃっていましたが、指導員は全部で何人必要なのか、どういう勤務形態の指導員がいるのかを教えてください。

事務局山崎) 休憩なんですけども、長期の休み、夏休み等の場合は勤務が 8 時からになるので、勤務時間としては 8 時～17 時半までになります。なので 1 時間休憩をとらないといけない。それを、1 学級あたり 2～4 名の指導員がいて、順番に交代で時間をずらしてとっている。人数が足りない場合は、休憩を取らずに回して頂いているという状況もあります。

保護者) それに対して市はどんな対策をしているのか。

事務局山崎) 時間をずらして、常時 2 名で保育を行えるように人員を配置して、休憩をとっていただくというような事になると思います。

保護者) どういう風に人を配置して休憩を取っていくんですか。

事務局山崎) 嘱託指導員は各学級 2 名ずつの 24 名。加配指導員が 11 月 1 日時点で 6 人。延長・土曜の指導員が 33 名、各学級で原則 3 名配置で、延長・土曜はシフト制で回しています。予備指導員は 16 名です。

保護者) 最後のページのスケジュールを見ると、この説明会をして、11 月中に委託事業者と契約と書かれているんですが、業者選定のスケジュールの詳細、選定基準を示してほしい。質を維持するように指導を徹底していくと書かれているが、それをどのように守っていくのか。なにもないまま進められるのは保護者として不安です。

事務局近田) 指名型プロポーザルという手法で選定しています。市の登録業者の中から、学童保育の事業をできると言っている業者を抽出し、その中から業者を指名して仕様書を提示し、実施できると返事があった事業者プレゼンをしてもらい、評価をして、選定委員会で決定します。選定基準に関してはプレゼンの前の段階になりますので、今の時点で細かい基準等を公開することはできません。ただ、21 ページに重要視するポイントとして書いておりますように、大まかなものとしては、どのような保育の基本方針を持っているか、ちゃんと職員を配置できるのか、逆に言うと、職員を配置できる業者を選ぶという形になります。あとは送迎方式を取る可能性がありますので、その部分についてもある程度どういう意見を持っているか等で選定します。ここまで選定前に言うてはいけないのですが、人材派遣

会社のようなところが手を挙げてきたとしても、その中では点数が低くなる可能性が高いです。できる限り、学童保育を専門的に行っているところを選定したいと考えています。

保護者) その選定の流れの中でどこか保護者は関わることはできないんですか。

事務局近田) 制度上入ることができません。個人名までは公開できませんが、選定に入る者としては、学校関係者、教職者、子育て関係担当者等の市職員が専門委員の構成になっています。

保護者) 民間委託の事業者の選定に、利用者である保護者は関心が大きいと思うんですが、どうして保護者が関われないんですか。

事務局近田) 事業者の選定については、あくまでも市の中で決められた部分ののっかって選んでいきます。選定についても、選定委員会を設けています。これはトップを含めて部長級で構成されていて、そこで選定することになっています。その選定の中で、手を挙げている業者は他にどこが指名されているかも分からないようになっていますので、お互いに連絡し合うなどできないように、あくまでも内部で選定するということになっています。まずは、専門委員として、プレゼンを見て、点数をつけていくということになります。

保護者) メリットのところに、指導員不足の解消と手厚い保育の実現と書いていますが、これはどういったところからメリットとしてみなされたんですか。

事務局近田) まず事業者を選ぶ際には、適切な配置をできる業者を選定します。そうすれば、不足している指導員が充足し、指導員不足の解消が図れます。直営に関しても、8校に在籍している指導員を4校に集約しますので、その部分で今不足している人員をそれぞれ解消できるという形で手厚くなると考えています。

保護者) 今実際市が募集を出しても集まらないんですね。民間はどうやって募集して集まると思っているんですか。

事務局近田) 民間には民間のノウハウがあると思います。

保護者) どういうノウハウがあるんですか。

事務局近田) それは民間事業者のノウハウや経営情報になりますので・・・

保護者) 答えられないんですか。まだ市として把握されていないんですね。

事務局近田) まだプレゼンも行っていない段階になりますので・・・

保護者) それでここで指導員不足の解消をメリットに挙げられているってことですね。

事務局近田) 手を挙げられる業者ということは、指導員の数を充足して運営を出来る業者であるということになります。芦屋市だけではなく、他市でも事業所を抱えている業者になりますと、ある程度指導員を抱えているという形で考えております。

保護者) じゃあ指導員を芦屋市の待遇よりもいい待遇で、雇用されるっていうこともありますよね。芦屋市が募集しても人が集まらないということは・・・

事務局近田) 待遇かどうかは分かりませんが、その事業者の方針に共感して働いている方もいますし・・・

保護者) なら今の予算よりも高くないことを前提としているということですか。

事務局近田) 予算よりも高くなるとは想定していません。

保護者) 今の予算と一緒に、人員の確保ができる見通しなんですね。

事務局近田) そういう考え方です。

保護者) 資料の中の加配指導員の離職率の中に、任期満了の人も離職の人に含めているのではないですか。任用制度のことについては詳しく分かりませんが、任期満了で離職するのは仕方がないことだと思うんですが、任期満了の人は何人ですか。デメリットの早帰りへの対応ができなくなるかもしれないとのことだが、民間に委託したことで、今までできていた対応ができなくなるのはどうなのか。

事務局近田) まず後半の質問にお答えします。あくまでも、今までと変わらない保育の内容を実施できる業者を選定します。ですから、同じような形で対応できますので、その部分でのサービスの低下にはならないと考えています。

事務局山崎) 任期満了の件について、平成 29 年度は 9 人、平成 30 年度は 4 人です。留守家庭児童会の加配指導員のルールで、1 年の任期を終えた後に、3 か月期間を空けるというルールがある。3 か月後に働いてもらうという仕組みだが、この期間が長いため、再び加配指導員に就いていただけないという状況になっています。

保護者) 臨時的任用職員の任期は 1 年ですか。

事務局山崎) 最長 1 年です。事務職等の他の臨時的任用職員は任期後 1 か月空けて再び働くことができるが、芦屋市の留守家庭の指導員に関しては 3 か月空け、2 年目以降は 1 か月空けという仕組みになっている。

保護者) デメリットの一番下の、年度途中で契約解除になった場合どうするのか。

事務局近田) そうなった場合は、他の事業者を選定するが、そうなる可能性はかなり低い。委託している業者が違法行為を働いたりしない限りは、契約は継続されるという形になります。

保護者) 資料の阪神間の状況についてですが、これに神戸市が載っていないのはなぜですか。社会福祉協議会等が運用しており、市の直営ではないです。この部分に隣の市である神戸市の状況がないのは、近隣なのに把握していないのかなと考えてしまうんですが、芦屋市の学童の特徴なども含めて理由を教えてください。

事務局近田) 行政単位の考え方になりますと、阪神間という、大阪と神戸の間という形になります。市の規模が近い阪神7市で比較することが多いです。神戸・大阪は規模が違うためそういう考え方になります。確かに、神戸市はそういう形で運営していますが、芦屋の場合は留守家庭児童会としての長年の実績がありますので、昔からこういう形でやってきているのが特徴になります。

保護者) それを民間委託して、その長年の実績をつぶしてしまうのではと考えているので、委託ありきではなくもっと慎重に進めていくべきではないですか。

事務局近田) そうですね、芦屋の場合は全面委託するわけではないので、あくまでも今実績のある指導員の方にはそのまま残っていただいて、業務を続けていただくという形になります。

半分を委託して、残り半分の直営で担っていただきます。芦屋にも社会福祉協議会はありますが、学童保育の運営の実績がありませんので、民間事業者への委託ということになります。

事務局田中) 少し捕捉させていただきます。神戸市については非常に規模が大きいため、一つの形態で事業を運営しているのではなく、いろいろな形で事業運営をしています。そのため、一律には神戸市の状況を表すことができません。申し上げたように社会福祉協議会が運営しているところもありますし、場所によっては保護者会に委託して運営しているところもありますし、民間事業者がやっているところもあります。学校内で行っている学童もあれば、児童館で行っている学童もあります。色々な形態でされていますので、芦屋と直接比較するのはちょっと難しいと考えております。

保護者) そういうところから、良い面悪い面をもっと見ていくべきではないですか。

事務局田中) 見てということになるのか分からないですが、今実際にじいろ学級を委託している事業者は神戸市の委託を受けて学童の運営を行っている事業者です。そのあたりの情報については、神戸市の事業者に限らず、近隣ですと東大阪市、吹田市など民間事業者が運営しているところがありますので、そちらについては調査しています。

保護者) 調査等いろいろ考えてくださっているとは思いますが。やはりデメリットの指導員の変更があるという部分について、民間事業者に委託するところに、今の指導員を移動するっていうのはできないんでしょうか。

事務局近田) 市の方針としては、今現在雇用している指導員は市で引き続き雇用することを前提に考えています。ですので、その部分については検討していません。ただ、スムーズな移動ができるように、引継ぎ期間を設けるなどの提案をしていただくという形でご意見を聞かせてもらうということを考えております。

保護者) 今の直営の指導員がいなくなるという状況があるということですね。

事務局近田) 可能性としてはあります。

保護者) その場合の引継ぎ期間はどれくらいで考えていますか。

事務局近田) 1か月もしくは半月という単位になるかもしれませんが、それでも短いというご意見がありましたら、もう少し考慮していかないといけないと考えています。

保護者) 考えるのは嘱託指導員だけですか。

事務局近田) アルバイトの指導員についても考えます。

保護者) 嘱託もアルバイトの指導員も直営の学級に行かれるということですか。

事務局近田) はい。そういうことです。

保護者) 8校のうち4校はどうやって選ばれたんですか。今後も民営と直営を続けていく予定なのか。あと、うちは待機だったので、市や指導員の先生との話し合いに参加させていただいたんですけど、その場ではよく予算がないからすぎのこ学級を2学級化することではできないと言っていました。予算、お金の事ばかり言われていましたが、今回のこの委託の案では、指導員不足をすごく押し出しているのですごく違和感があります。あと、夏休みのプール・校外学習の中止は暑さが原因とお手紙をもらいましたが、今頃こういうことでしたと言われるのは不信感があります。

事務局近田) この4校を選んだ理由は、現在1学級のところを2学級に増やすところが2校、現在よりも指導員を増やす必要があるためです。残り2校は施設的に拡充が困難で、これ以上増築ができないところで、待機が出ているところを選んでいきます。

夏休みについては、主な理由としては猛暑でした。今年の夏はプールに入ることすらも危険であるという判断がされてきました。そういう中で、指導員の不足も理由の一つになっていたということになります。

予算、コストと説明していた点については、雇用のコストがかかるためです。嘱託職員を雇用すると、定年退職まで雇用する必要が市の雇用形態としてあり、一時的に人員が必要になったところに、嘱託職員を配置するとなりますと、現状留守家庭児童会の児童は増えていますが、児童全体で見ますと減っていているという状況もありますので、必要な指導員の人数と児童数の減少が逆転した時に、指導員の雇用がオーバーフローすると考えられますので、採用に踏み切れなかったという理由があります。それと、学級を増やすと、嘱託指導員だけではなく、加配指導員が必要になる場合もありますし、穴埋めとしての予備指導員も雇っていないといけない、いまの学級数でもギリギリの状態にあるのに、それ以上に指導員を雇っていないといけないため、コストの面から踏み切れなかったということになります。

保護者) 委託する業者を指名されているとのことですが、何社ぐらい指名されているのかということ、実際指名された業者が全て手を挙げているわけではないと思います。予算や、人員配置等を検討して指名に応えるか判断をされるんだと思いますが、蓋を開けたら2、3社しか返ってこなかったという状況で、委託をするのはどうかと考えます。その場合は再考されるのか。また、拠点方式で待機児童を解消するという案ですが、自分の子どもは2学級化されて待機にならないと思いますが、この岩園小学校に来る違う学校の待機になった子どもだったとしたらと考えて質問します。タクシーで送迎とのことですが、送迎中に事故があったら、どうするのか。先ほどから、もし、だったらというような仮定の話が多いので、市としてこうだとはっきり言ってもらわないと、もし問題が起こったらこうしますと言われると対症的な対応しかされないのかと思うと、保護者として不安です。もしタクシーに乗っているときに事故が起こったらどうしようとか、親としては心配で、もう少し保護者の気持ちを考えてくれなかったのかなと私の中では疑問に思いました。

事務局近田) まず入札の指名社数ですが、これについては選定の途上になるため、確かな数字としては言えませんが、複数社選んでいます。もし、その中で手を挙げたところが2、3社で、全然箸にも棒にもかからないという業者しかいなかったという場合には、採点基準の中でボーダーラインがありますので、それを超える業者がなければ不調ということになります。その場合は次に指名ではなく公募という形で全国に向けて応募をかけるという風になります。もし、そこでもふさわしい業者が見つからなければ直営に戻すという流れになります。直営に戻すというのも選択肢の一つとして残ってはいます。

拠点校、移動方式については、あくまでも市からの提案というものになりますので、たとえば芦屋にはキッズスクエアというものがあります。キッズスクエアで5時まで見ていただいて、延長の部分を留守家庭で見ていただくという提案もあるのかなと考えています。

仮定の話が多く不安という点につきましては、事業者が決定していないため、仮定の部分が多くなることについてはご了承いただきたいと考えています。

保護者) すごくスケジュールがタイトだと思います。これから事業者が決まって、引継ぎ等を行っていないといけないが、額も大きく事業者にとっても影響の大きな規模の契約になるとと思いますが、このスケジュールで委託ができるんですか。

事務局近田) 契約については、仕様書等を事業者に渡して、それについて事業者のほうで検討されているというところですので、間もなく手を挙げる業者が決定してプレゼンに入ります。仕様書を渡してからプレゼンまでの期間というのは、市の契約のマニュアルで金額に応じて決まっていますので、それに従って行っています。

保護者) もう既に手続きが進んでいるということですね、それならこの説明会の開催自体が遅いと思います。もっと早く保護者に教えてほしかったと思います。

事務局近田) 申し訳ございません。もう少し早く実施するべきでしたが、資料の用意や、会場の確保などで時間がかかり、結果として遅れてしまいました。また、事業者が決まったら、早急に説明会を開催して、事業者を交えて具体的な話を出来ればと考えております。

保護者) その事業者は4つの学校すべて同じ業者になるんですか。

事務局近田) はい、同じ事業者で考えております。

保護者) 学級費や毎月支払っている育成料などは、完全に委託をされるんですか。

事務局近田) 業務委託になりますのでそこは全く変わらないです。入級の審査についても市のほうで行います。現場で行われている部分の業務委託という形になります。

保護者) 何かあった時には、市が最終的に責任を負うということですね。

事務局近田) そうなります。

保護者) 今までの話を聞いていると、なぜこのタイミングなのか分からない。子どもが3年前から待機になって、今まで何度も説明をお願いしてきていたが、委託を考えていたならなぜ最初から委託の説明をしてくれなかったのか。子どもが待機になって親に負担を強いる状況が続いていました。今回の委託は8校のうち4校で、待機などの問題が出ている学校を委託するということだが、何も問題の起きていないところは公営で残るとするのは、不公平だと思います。委託になる学校の子どもたちは指導員も変わるし、他校からの受け入れなどがあると環境も変わってきます。親も子どももみんなストレスが溜まるのは当たり前だと思います。これは岩園の問題だけではなく、直営として残るところは指導員もそのままなのに、市の中で差があると思います。問題解決だけを見て、指導員を変える。子ども達のストレスは考えてくれなかったのですか。

事務局近田) 民間委託することにつきましては、待機があつて、学級数を増やす必要があるため、指導員の人員の対応がいるところになります。先生が全く変わると言われていますが、その部分についてはできる限り引継ぎを行っていきたいと考えています。先生同士の業務の引継ぎもありますし、子ども達の対応をして子どもについて把握するということも含む



ように持っていきたいと考えておりますので、子どもにストレスがかからないようにと  
思っております。

保護者) その引継ぎは、別の学級に移動した今の指導員がすぎのこ学級で、半月とか半年と  
か居るとなると、移動先の学級に入るのが遅れるのではないですか。

事務局近田) いえ、引継ぎというのは、事業者が今の学級に入って業務の内容等を引き継ぐ  
というようなイメージで考えております。

保護者) 4月1日から引継ぎと言われてはいますけども・・・

事務局近田) いえ、4月1日に交代するので、3月中ぐらいに行うと考えております。ただ、  
事業者によっては、もう少し4月も引継ぎが必要という考えのところもあるかもしれませ  
んのので、想定はしていませんが、移動先の今の指導員のところまで行って、話を聞かせても  
らうなどの対応を行うことも考えられます。業務委託をする時、事業者と事業者が交代する  
場合は、ある程度重なった時期をもって引き継いでいくという形もありますので、そういう  
やり方をしていく。事業の内容もそうですし、子ども達についての内容もそれぞれ引き継い  
でいきたいと考えています。

事務局山崎) 引継ぎについてですが、4月1日で一斉に新1年生も入ってきますし、学級が  
大変な時期、状況であるのはこちらも分かっています。その中で一気に新しい先生ができる  
のかどうかということも考えています。お子さんたちが比較的安定して過ごせる時期は5  
月のゴールデンウィークが終わったあたりだとこちらとしても思っていますので、その点  
も含めて、決まった業者とも相談して、引継ぎ期間というのを決めていきたいと思っていま  
す。

保護者) 説明を聞いていると市の責任放棄みたいな感じに聞こえるんですけど、メリットデ  
メリットを見比べてみても、メリットはそこまで大きく感じないのに、デメリットはすごい  
問題ばっかりな感じがしています。実績のところ、にじいろ学級の状況を説明された時に、  
実際これだけの人数しか利用がなかったですとおっしゃって、そのところで送迎がタクシ  
ーを使ったということだったのに、なぜ今回民間委託して拠点方式を取るようになった時  
に、またタクシーの送迎を取り入れたんですか。タクシーの送迎になるなら安全面を考えて、  
入りませんと断った人は待機にならないという話も聞きましたし、そのあたりで保護者の  
気持ちを本当に考えてもらっているのかと感じます。

また、直営の指導員を終身雇用でしか雇えないとのことだったが、必要なところを年間雇用  
にすればいいのではという話もあると思います。そういったことを考えず、いきなり民営委  
託されるんですか。

事務局近田) 終身雇用に関してはもともとそういう雇用をするという中で募集をさしても  
らっている方々なので、それを1年に変えることは難しいと考えています。

送迎方法については、にじいろに行かなかった方からは、送迎が不安が大きいという声をお聞きしています。夏休みの待機対策で利用された方、宮川小学校から送迎をした方から返ってきた、半分程度のアンケートでは送迎についてのご不満はなかった。にじいろ学級についても、アンケートの回収率が半分程度で、実際はどうなんだと言われるとそれまでですが、その中では、満足されている方が多かったということです。

保護者) すぎのこ学級が2学級になって、90人定員になるということで、今のすぎのこ学級の待機は解消されるのかなと思ったんですが、わんぱく学級の待機まで受け入れると、またいっぱいになってしまうのではと思います。また、わんぱく学級の低学年の待機の子と、すぎのこ学級の4・5・6年生のだったら、どっちが優先になるのかなと思います。90人の定員があって、13ページで、今すぎのこにいる子は59人で、待機が23人なので80人くらいなんですけど、ここにわんぱくの待機の子が移動してくるとしたら、90人の枠では受け入れができないんじゃないですか。

事務局山崎) 今もそうなんですけども、定員を超えて柔軟に受け入れていることもありますので、来年度もそういう多くの申請があった場合は、90人の枠を超えて柔軟に受け入れを行っていくという考えは持っています。わんぱく学級の枠を超えて待機になられた方を受け入れても、十分やっていけると考えております。

保護者) わんぱくの低学年とすぎのこの4・5・6年生はどういう扱いになりますか。

事務局山崎) 基本的には自校、岩園小学校の方が優先になります。そこまで入会がいっぱいになるとは想定していません。

保護者) 2学級化になって受け入れ人数が増えると思うんですけど、けっこう今でもぎゅうぎゅうの中、学童をやっている気がします。それが90人になると、すごいぎゅうぎゅうなんじゃないかなと少し心配です。あと2学級化した時は、単純に大人の目が増えて、2学級合同で90人を見るのか、完全に2つに分けてしまって、下校班とかも変わってしまうのか、そのあたりはどうなるのでしょうか。

事務局山崎) 他の2学級のところでやっているような方法になります。同じ建物の中でパーティションで区切ってやっているところもあります。まず2学級になると町ごとで学級をわけることになります。今2学級のところも、それぞれ住んでいる町ごとで、人数の調整をして、分けています。実際の1日の中でパーティションを開けて過ごしていることもあれば、閉めて指導するという場合もあります。そこは柔軟に考えていけると思います。

保護者) 資料のまとめについての説明で、今まででもできることがあったと思うんですが、例えばキッズスクエアとの連携はどうして今までやってこなかったんですか。

事務局山崎) キッズスクエアとの連携は、現在全くしていないわけではないです。学級によ

ってキッズの体験プログラムに参加をするなどの連携をしているところもあれば、そうではない学級もあります。そういう意味では、キッズとの連携を出来ていると思っているのと、17時以降の延長について、キッズに参加した後に、学童に参加することはできないようになっていきます。それが民間になることで柔軟にできるだろうということと、業者選定において、キッズとの連携は仕様書の項目にも設けていますので、その点も事業者として進めていけると思います。

保護者) 自分の子が4年生で待機になると決まった後、キッズスクエアというそれまで存在も知らなかったことがあると言われて、慌てて3月に申請をしました。そういうことがあって、市の中でそういう連携、情報共有がうまくいっていないと思いました。

事務局近田) 申し訳ございません。青少年育成課が両事業を所管しているにも関わらず、周知方法に不十分な点があったのだと思います。今後はそのようなことがないように努めて参りたいと思います。もし、そういうことが発生すれば、キッズスクエアの案内をしっかりとしていくようにしたいと思います。

保護者) 岩園キッズは放課後の時間にそのような連携をしても問題ないのではと思うんですが、夏休みの時にお昼ご飯にお弁当が食べられないというルールがあって、キッズに午前中行って、家にご飯を食べに帰って、もう一回キッズに行くという状況でした。猛暑の中、一番暑い時間帯に、なんの見守りもない中、子どもたちが行き来するっていうのがすごく問題があると思います。そもそもその制度を見直したほうが、民間委託が必要ないくらいキッズスクエアが重宝されるのではないかなと思います。それは今後ルールが変わっていくということはあるのでしょうか。

事務局近田) 予定といいますか、キッズスクエアは地域の方の見守りという形で運営されている事業になります。ですので、その方たちの判断もあります。例えば、お弁当を置いておく場所が確保されれば、大丈夫だよという話になる可能性もあります。そのあたりについては、保護者の方とか、地域の見守りの方などで行われている運営会議において話し合っています。

保護者) 学童保育ができたときは、いろいろ話し合っただけで決めたと思うんですが、そもそもキッズスクエアが立ち上がった時は、市の中で横の繋がりは全くなく、それぞれ独自路線で始まっていったんですか。

事務局近田) 市の中では、できたら一緒に進めていきたいと考えていました。国からも言われているのは、学童保育とキッズスクエア(放課後子供教室)の連携を図ってくださいということです。市としてもこれからは連携を図っていこうと考えていますし、見守りの方たちにもこのような意見があったということを伝えていきたいと考えています。場所の問題等がありますので、その部分でクリアできていけばうまくやっていけるのではないかと思います。

留守家庭児童会は保育の場、家庭の延長のような形で、指導員が保護者に近い存在として見守りますが、キッズについては、あくまでも遊びの場の提供となりますので、お昼になったらいったん家に帰ってご飯を食べようというのが、今のところのイメージになります。ただ、ご意見はいただいていますので、お弁当の部分については話をしているところです。

事務局田中) 両事業はそれぞれ主たる目的が違います。いま近田が申し上げたように、留守家庭児童会は家庭の延長の保育の場、キッズはあそび場の提供というふうになります。同時に説明すると、それぞれ良し悪しがあるが、それぞれ補完し合うこともできます。学校によってはお弁当を食べられるところもあります。その件については、キッズスクエアの運営会議が、各学校ごとにありますので、その運営会議の中で学校ごとに決めていただいています。運営会議のメンバーには、学校関係者、運営スタッフ、PTA等の関係者が居り、その会議の中で決めていきます。決める事としては学校内のどこで開催するのか等、学校ごとに状況が様々ですので、状況に応じて、運営会議で判断しているということになります。

保護者) 定員の数を超えることがないと想定していると言っていたが、今年1・2年生まで待機が発生していて、新1年生が入ってきて、5・6年生まで対象を拡大すると、自校が優先だという話でしたが、定員の90人を軽く超えてしまうのではないですか、何を根拠に大丈夫だと考えているんですか。すぎのこが定員いっぱいになりました、それでわんぱくも溢れているので受け入れますというのは本当に可能なんですか。

事務局山崎) 色々な指標を使って、次年度の入会児童数を予測しています。基本となるのは継続率、1年生から2年生になるときに継続する児童は何パーセントかという数字を持っているので、その傾向から考えて31年度はすぎのこ学級は定員内に収まると見込んでいます。

保護者) 今年の現状では、5・6年生がいなくても90人近くなっているに、来年は入れる見込みなんですか。

事務局山崎) 5・6年生は他市の状況等を見て計算しています。それを加味しても定員内で治められると見込んでいます。ただ、実際的人数はふたを開けてみなければ分からないですが、想定としては受け入れられると考えています。

保護者) 来年からは待機がなくなるということですか。

事務局山崎) 実際は申請を受け付けてみないと分からないですが、想定としてはそういう数字になっています。

保護者) 今年は4年生で待機になり、夏休みはキッズを利用して、お昼は目の届かないところで家に帰ってきていて、不安な日々を過ごしていました。もし来年待機がなくなり、すぎのこ学級でお昼が食べられるのであれば、申込みをしようと思っているんですが、そういう

方が増えていって、在籍人数が増えて、押し出されてしまう子が出てきてしまうのではないかなと思います。そこも加味して、すぎのこが全員入れると見込んでいるんですか。

事務局山崎) そういう予定で考えています。

保護者) 何人くらいを想定されているのかって教えていただけないですか。6年生もそうですし、次の1年生も何人入ってくるか、継続率を使って考えたらっていう話ですけど、90人を超えないってというのがよく分かりません。

事務局近田) 試算では、あくまでも90人の枠に収まります。収まらない場合でも、弾力的な運用の範囲内で収まっていくという考えです。

保護者) その弾力的な運用で、すぎのこ学級を2学級化して、何人まで受け入れられるんですか。

事務局山崎) 部屋の面積に応じて、基準上では、1人あたりおおむね1.65㎡になっています。その基準を用いて計算します。今は59人受け入れています。2学級化して、部屋の面積に応じて計算します。

保護者) 3年前から、その予想はことごとく外れています。

事務局近田) 定員内で収まる予定にしていますが、それを超えた場合でも、面積に応じて、弾力的な運用をすれば収まる範囲になると考えています。ただ、まだ募集も始まっていない中の予定になります。

保護者) 今のすぎのこの広さだと、1.65㎡で割ると、最大何人になりますか。それが90人なんですか。

事務局近田) いえ、90人ともう少しは受け入れられます。

保護者) 改修の工事に頂いた図面では、玄関の靴を脱ぐスペース、玄関から部屋の前の広いスペースなど全部合わせて約180㎡だったので、そこも含めるのならば、109人ほど入れます。しかし、学級の総面積をどのように計算されるのかは市で決めていると思います。

事務局近田) はっきりとした数字は言えないですが、おおむね109人前後です。

保護者) 100は超えないという予想ですか。

事務局近田) そうなります。

保護者) 芦屋市で方針が決まっています、国のほうでも6年生まで対象にと動いているので、動かざるを得ないのは分かるんですけども、うちの高学年の子については、キッズでもやっ  
ていけるんですが、一番大事なのは1・2年生の本当に保育所から上がってすぐの子たちが  
保育が必要だと思うので、この子たちが待機にならないようにしてもらいます。そういう視  
点では考えていただけなかったのかと、とても悲しいです。

事務局近田) 6年生まで対象を拡大しますが、入会の基準で、低学年の待機はなくすように  
します。

保護者) 基準があるということは、申し込めるけども待機になるかも知れないということだ  
すか。

事務局近田) 枠としては申し込んでいただいた方が全員入れると想定しています。

保護者) うちの子たちはすぎのこなので、移動を伴わないので、若干楽観視しているところ  
もありますが、定員を超過したからといってタクシーで送迎というのは子どもへの負担が  
大きいと思います。この出された芦屋市のプランを見ていると、保護者の視点に立って考  
えていただいているのかとちょっとショックだなと思います。安心して低学年が見てもら  
えるとか、1年から6年生まで対象で、3年から上に上がった時は待機になるかもしれない、キ  
ッズも併用して働いている家庭でも学校で高学年まで見てもらえるような形では持っていく  
ことができなかなのかなと思います。保護者の意見としてお伝えします。

事務局近田) 低学年については必ず受け入れるという姿勢ですし、6年生はどれくらいの申  
込みがあるかというのは、想定段階でしかありませんが、その枠も確保し、待機をなくす  
というのが今回の方針ですので、その部分についてはしっかり進めていきたいと考えてい  
ます。

保護者) 例えば1年生の親がパートタイマーの家庭と、6年生の親が正社員の家庭ではど  
ちらの優先順位が高くなるんですか。

事務局田中) 今現在は4年生まで受け入れになっていますので、それに合わせた入会基準が  
あります。今回6年生まで対象を拡げますので、今までの考え方に基づいた6年生までの入  
会基準というのを作成します。学年が低くなるほど優先順位が高くなります。いまの入会基  
準ですと、3年生と4年生で一人親家庭等の状況を考慮した時に、3年生と4年生で優先順  
位が逆転する可能性があるような基準になっております。その基準に基づいて、優先順位を  
判定させていただきます。

保護者) 去年までお金がないからすぎのこ学級を2学級化できないと言っていたのに、今年  
になって急に民間委託の話が出てきました。民間委託をするということは、3年で何億とい  
う予算を計上していると聞きましたが、まずはそのお金を指導員の待遇等に充てることは

できなかったのか。

事務局近田) まず、今皆さんがお支払いいただいている育成料については、そのまま業者へ支払われるわけではなく、市の収入として入ってきます。その市から委託料として運営に係る経費を支払うという形で運営しますので、その中で予算を組んでいます。予算については、今の学級ごとの運営費と変わらない金額でやろうとしていますので、運営費については今の金額とほぼ同じ額を委託業者に渡していきますので、委託業者へ多くのお金を渡すということにはなりません。

保護者) 営利団体だと、金額が決まっていれば、利益を求めてサービスの低下や、指導員の処遇の低下を招く可能性があると思います。民間の指導員さんもモチベーションを上げるには処遇に反映されないといけないと思うんですけど、今手を挙げている事業者はどうなっていますか。

事務局近田) 株式会社のところもあれば、非営利団体という形のところもあります。利益を求めるといっても、信念をもってやっている事業者ですので、そこを見て選定するということもあります。

事務局田中) 予算の枠で言いますと、今かかっている経費を基に算定した額になります。それ以上になることなく、以下になる場合は業者が提示してくる額になります。その額で契約しますので、かかるお金については問題ないと考えております。

民設民営で、運営者が利用料を設定して行うものに、市が補助を行うという形式ではなく、市の事業の一部を業者へ、契約に基づいてお願いするというものですので・・・

保護者) 今保育所を利用している人は、ほとんどの人が学童を利用されると思うんですが、芦屋市の保育所の保護者に、来年学童を利用するかどうかのアンケートをとったりはしないんですか。そうすれば大体1年生が何人学童に入ってくるかわかったりするんじゃないかなと思います。そこを市としてやっていないことに驚いたのと、指導員が変わるのであれば、引継ぎは2週間ではなく最低1か月は絶対に必要だと思います。

事務局近田) 新1年生の人数については、アンケートはとっていませんが、保育所の5歳児の人数に、今までの進級率等の指数をかけて算出しています。

1か月の引継ぎ期間ということについては、業者選定の折に、そういう意見もあるという話をさせていただいて、選定の中で反映していきたいと考えています。

保護者) 来年度以降について、指導員の配置が手厚くなるという説明でしたが、それであれば今の嘱託指導員が退職する際には、再度嘱託指導員として採用を行うのか。それとも、手厚いのはここ何年かの間だけなのかということがお聞きしたいです。メリットのひとつが十分な指導員配置ができるとだけ書かれているので、そもそも人員不足で業務委託をするのであれば、その部分についても明白に教えていただきたいです。

今は選任で常勤の先生方が2人いらっしゃって、その先生方が続けて何年という形で見てもらっていますが、そこについては続けて行ってほしいので、どこの学級に何人というのを具体的に教えてほしいです。こうするつもりですということしか分からないとは思いますが、事業者が募集をかけて、どの学級にどんな人が配置されることになりましたという報告は、どれくらいの時期に行われるのかを教えてください。

拠点方式に関しては、待機児童の解消ではないと私たちは思っています。実際に子どもたちが歩いて行ける校区内に学童保育の施設を作ってほしいという要望をずっとしてきました。送迎方式でも定員を超える可能性があるので、本当の意味での待機児童の解消をしてほしいと思います。

先ほど、入会基準を作成するとおっしゃっていましたが、いつごろオープンになるのかを教えてください。

業者選定の選定基準については、今は選定の途中なので公開できないとのことでしたが、事後になると、どのような質問をして、どのように保護者の意見が反映されたのかを公開していただけるのでしょうか。

事務局近田) 嘱託職員の退職者の補充については、その時に嘱託職員という立場があるか分からないのですが、支援員として採用をするように考えています。

保護者) 市が直接採用する支援員を最低24名確保するということですか。

事務局近田) 24名と限らず、加配指導員も含めて、必要数という形になります。事業者の体制については、できる事なら、事業者が決まった説明会で発表したいと考えていますが、それが無理な場合も、なるべく早いうちに体制が公表できたらと考えています。決定した事業者と密に詰めて話をしていきます。

送迎方式についてですが、あくまでも応急的な措置だと考えています・・・

保護者) そこについては要望なので・・・

事務局近田) 民設民営についても、手立ては考えています。今は民設民営の学童保育への補助金制度というものがございまして。先日になりますが、その補助金制度についての問い合わせが2件ほどありました。補助金の説明等をさせていただいて、ニーズのある地域を伝えたりもしております。今のしおさいこども園むすびのような形で、山手小校区でできないかななどの話も同時に進めていますので、これからも積極的に案内等を行っていきたいと考えております。

業者選定の内容については、選定委員会が終わりましたらある程度の部分を公開できると思っています。詳細な内容についてはどこまでというのは言えませんが、選定後であればある程度公開できます。

保護者) 見直した入会基準の公開はいつですか。



事務局近田) 募集前には公開します。12月中に公開できればと考えています。

保護者) 人員配置について明白にと言いましたが、その学級に専任で1年を通じて常勤であるかどうかとか、支援員資格、経験年数、そのあたりを教えてくださいたいです。

事務局近田) そのあたりも、公表できるように考えたいと思います。

保護者) さきほど、コスト面では公営と民営が変わらないと言っていましたが、いろいろな意見を聞いていると、公設のままでよかったのではないかと思います。選定のスケジュールを見ると、選定が不調になり公営に戻る可能性もあるという話もありましたが、今の選定が不調になって、公募で選定をして、不調になった時は、4月からの2学級化ができるんですか。すぎのこ学級の2学級化はずっと要望してきたことですが、それがまず叶うのかということを確認したいです。民営であっても公営であっても、そこは必ずやっていただけるというスケジュールを組んでいただきたい。

人員不足とマンパワーとおっしゃっていましたが、公設公営でできないという理由が、解消できるのではないかなと聞いていて思いました。資格についても予備指導員まで順次とっていて、回ると思いますし、求人についても条件はそんなに悪くなく、求人の仕方を工夫すればいいと思います。一方で、民間なら大丈夫だという根拠が分からなかったです。先ほどの質問で出ていた、経験年数については、私も聞きたいので、重ねてお尋ねします。また、メリットデメリットのところなんですけど、デメリットのところは全部重要だと思うんですけど、メリットの人員不足の解消なんかはまあ公営でもなんとかなると思いますし、保育の分断がなくなる？件については公営のままだでも大丈夫なんじゃないかなって思います。で、手厚いとか質の向上とかが何をもってということだと思うんですね。さっきの質問の回答が、なんか後日になるみたいな感じだったんですけど、結局その基準になるものっていうのはこの人員配置の質を落とさないというところだと思うんですけど、そこは今の時点で明確に教えてほしい。例えば、資格配置は何人が必要だとか、シフト制では足りないとか、ここに書いているのは、日々の保育の連続性が可能となると書いているが、1日の中で午前午後に分かれるとかで、分断、引継ぎなんていうのは発生するんじゃないですか。なので、メリットでいいように書かれているんですけど、どれも民間だったらできるっていうメリットの根拠が具体的には「業者が決まったら」とおっしゃるので、全然わかりません。人員配置で業者が出してくるものを判断する基準を聞きたい。あと、さっき、民営のモデルとして吹田とか東大阪とか出されたんですけど、芦屋の保護者会の集会で取り上げられた市なんです。さんざん問題を指摘されている市なのに、それをモデルとしてやられるというのは、ちょっと違和感がありましたし、にじいろ学級では、1日保育の時に先生が変わるとか聞きますので、人員配置の基準についてははっきり教えてください。

事務局田中) 今東大阪市や吹田市の例をいい例として受け取られたのであれば、全然そういう意図ではなくて、良いところも悪いところも、要するにそういう形で民間に委託して運営されているところについては、視察に行って状況を確認しに行っていますという意味で申し上げたものです。いい例として申しあげたものではないです。

事務局近田) 人員配置の件なんですけど、細かくは選定の基準になりますので申し上げられませんが、大まかに言うと現在の直営と同じ人員配置になります。最低でも2名という形で、あとは加配指導員を必要などころにとということになります。基準としては最低2名を配置するということになります。それに加えて、配慮を要する児童の人数等に合わせて加配の人員を配置していくということになります。

保護者) それは同じ人がちゃんと継続してということですか。

事務局近田) はい。今の市では5時になったら、先生が変わってしまうという形になっていますが、民間ではそういうことにならないように、誰かが継続して見るという方法を取ってもらいます。

保護者) 今延長と昼では確かに分かれていますけど、先生自体は継続して見てもらっています。そこにも改善の余地があるのかもしれませんが、今言っているのは、1日の中で人が変わらないということではなく、担任の先生のような形で、継続して見てもらえるのかということです。

事務局近田) そこについても、選定の基準なので、判断していきます。なるべく固定された先生がその学級を見るという形を重要視します。

保護者) 加配の先生も同じように

事務局近田) もちろんそうですね。

保護者) 専任の定義はなんですか。シフト制で1日の間に先生が変わることもあるんですけど、常勤とはどういうものだと考えていますか。

事務局近田) それについては、事業者が決まっていますので、確かなことは言えませんが、常勤であるということも見ていきます。

保護者) 資格配置というのは、資格を持っている人が必ず配置されているんですか。

事務局近田) そうです。

保護者) 今のにじいろ学級の求人を見ると、資格不問ですと書いてあって、今の猶予期間の間に資格を取ってくださいと書いていました。そういうことを拠点となる学級でされてしまうと、今でこそ少ない人数で大人数を安全に見てもらっていますが、経験がなく資格もない先生が入って、シフトでとなると、絶対に現行より質が下がると思います。そこが心配です。

事務局近田) それはないように募集をかけますし、チェックもしていきます。

保護者) そこが不安なので、その基準については明確に言って頂きたい。

事務局近田) すいません。そこについては選定の内容になりますので、公表はできないと契約課とも確認していますので、今まで言っていた内容までしかお伝えができないです。

事務局田中) 配置基準に関しては、人数は基準条例に定められていますので、守っていきます。その上で、指導員の方に経験を積ませるということはあると思います。

保護者) みなし支援員については、いかがですか。

事務局田中) みなし支援員制度は、平成 31 年度までとなっています。今のところは国の基準に合わせて配置の基準を決めています。

保護者) 国の基準が緩和される流れですが、市としてはどうするつもりですか。

事務局田中) 国は 1 人でもという流れですが、芦屋市としては常時 2 人を配置する考えです。

保護者) みなしではなく、支援員を 2 人配置するということですね。

事務局近田) そちらについても、業者の提案の時に、質問で経験年数等も聞きますし、配置が決まった段階で経験年数も含めてお知らせできたらやっと思いいます。

保護者) 今回の資料で、客観的な評価とか、手厚い配置とか、明瞭な判断をできるものではないと思うんですが、選定の際とか、委託した後の客観的な評価とかはどういう方法で考えているのですか。

事務局近田) 選定については、どういう業者であるとか、提案内容で決めていきます。客観的な評価というのは、皆さんのアンケート調査などを行います。もちろん市が出向いて、状況を見ての評価も行います。頻度についても年に 1 回とかではなく、学期に 1 回ですとか、意見を聞いて、業者に反映していくという形になっていくと思います。

保護者) アンケートはにじいろでも聞きましたが、にじいろは条件が違って、いいような意見が多かったと言っていました、一部の意見を全部の評価のように扱ってもらったら困ります。市としてどんなところを見ていくのか、明確に教えてほしいんです。選定の際でも、コストとかにかかわってくるのは結局人の基準じゃないですか、そこを選定の前にしっかりと持っておいてほしいです。それを基に評価をしていかないと、アンケートでやり直すだけでは・・・

事務局近田) 選定については選定についての評価を行います。そこだけではなくて、始まってからも評価をしていきますし、今でもにじいろに出向いて、状況確認をしておりますので、それと同じような形でそれぞれ学級のほうに出向いていくという風になります。

以 上